

COVID-19対策国家指導委員会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No : 597 / CD-BCD

ハノイ, 2021年5月5日

集中隔離及びCOVID-19感染防止のための集中隔離終了後の管理に関する規定を厳正に実施することに関する公電

保健省から以下の機関に電報を送る。

- 各省, 省レベルの機関, 政府直属の機関
- 各省人民委員会, 中央直轄市

これまで, COVID-19対策国家指導委員会及び保健省は集中隔離, 特に隔離期間終了後の者の引き渡しに関する具体的な指示文書を公布してきた(2021年1月19日付の公文425 / CV-BCD, 2020年10月15日付きの公電1640 / CD-BCD, 2020年3月12日付きの決定878 / QD-BYT, 2020年3月20日付の決定1246 / QD-BYT及び2020年8月7日付きの決定3468 / QD-BYT, 2021年1月19日付の公文425 / CV-BCD)。しかし, これまで, いくつかの隔離施設(軍隊及び民間が管理する施設)は現行規定を厳正に実施していなかった。現在, 世界のCOVID-19の状況は複雑に変動しており, SARS-CoV-2の変異株を相次いで確認され, 感染者及び死亡者が引き続き増えている。したがって入国者からの感染症の侵入のリスクが極めて高く, 市中感染になりかねない。

首相の指示を受け, 保健省(国家指導委員会常務機関)は電報を送り, 最高の警戒レベルで, 油断せずに感染防止をする精神を引き続き徹底する; COVID-19対策の実施に当たって各地区, 機関の長の責任の所在を明らかにするとともに, 以下の内容の実施を指示するよう, 各省, 省レベルの機関, 政府直属機関及び各省, 中央直轄市の人民委員会に要請する。

1. ベトナムへの入国者の綿密な管理を規定する政治局, 書記局, 首相, 国家指導委員会及び保健省の指示を厳正に実施する; 集中隔離, 集中隔離期間終了後の引き渡し, 自宅・居住地での隔離終了後の管理の実施, 及び出入国者の管理に関する他の関係文書の実施への指示, 検査, 監督を強化し, 違反する組織, 個人を厳正に処分する。
2. 各省市の人民委員長は以下を厳格に指導する。
 - 現行の管理規定に基づき, 入国者に対して最低14日間集中隔離を行う。集中隔離終了後, 14日間, 自宅もしくは居住地において医療観察を行う。

一集中隔離施設の設定の精査及び隔離者の監査を厳格に行う。集中隔離施設において隔離者が防疫措置を規定どおりに行っているかを監視するために監視カメラを常に起動し、情報通信省の監視システムと接続する。

一集中隔離施設から居住地に移動する際の引き渡し方法について記載された2021/01/19付け425/CV-BCDの文書の内容を修正する。

一集中隔離を終えた者に対し、以下の内容を実施することを要請する。

- ・自宅・居住地における防疫措置・医療観察を自ら行う。集中隔離施設から居住地に戻ったことを即座に地域の保健当局に連絡する。

- ・自宅・居住地において医療観察を行う期間中、防疫措置を実施しているか、IT技術を利用して監視する必要がある。

- ・毎日、地域の保健省幹部に対し、医療申告を行う。熱、咳、咽頭痛、倦怠感、息苦しさなどの症状があれば、医療施設において指示を得ること。

- ・自宅・居住地を出てはいけない。もし、仕事や必要不可欠な理由で外出の必要があれば、地域の公安、保健当局に報告をし、5Kを厳格に守り、集会を開かず、混雑した場所には行かないこと。

- ・別の地域へ移動する必要がある場合は、所属組織（専門家であれば、受入機関）もしくはベトナム国民の場合は居住地のCDCに報告する。

- ・集中隔離を終えた日から7日目にコロナウイルスの検査を行う。陰性であれば、引き続き合計14日間医療観察を行う。陽性であれば、規程通り、医療施設において即座に隔離を行う。

一保健局は以下のことを実施するよう指示する。

- ・集中隔離施設が所在する省、市の保健局は集中隔離終了者（電話番号又はメール、居住地の住所）及び隔離終了の決定又は確認書等の関係書類の写し、規定に従った検査結果、引き渡すための移動計画を含む書類を準備し（書面、メール等の様々な方法で）居住、滞在のために地元に戻ってくる集中隔離終了者を受け入れる省、市の保健局に送付し、またその引き渡しを確認する。引き渡しのための十分な書類、引き渡したことに関する確認及び移動計画がない場合、地元での居住のための隔離を受け取らないとする。

- ・地元の保健当局が監視し、健康状態の経過観察を実施して、規定に従って集中隔離終了者のSARS-CoV-2の検査を実施するよう指導する。

・コミュニティでの COVID-19 チームの活動を強化し、地元に戻ってくる集中隔離終了者に対する感染対策の実施を監視するため祖国戦線及び社会政治組織を動員する。

一省・市の COVID-19 対策指導委員会は少なくとも 15 日に 1 回の頻度で、集中隔離施設を検査する。

3. 情報通信省は、科学技術省及び保健省と協力し、入国者が、入国後から隔離施設での隔離を終えて 14 日間の医療観察までを管理するアプリを完成させること。入国者の管理及び医療観察を行うための IT 機器を提供すること。各集中隔離施設における監視カメラシステムの管理を行い、集中隔離施設における規定の遵守を確保し、違反がある場合は、保健省に即座に報告すること。

(以下、略)